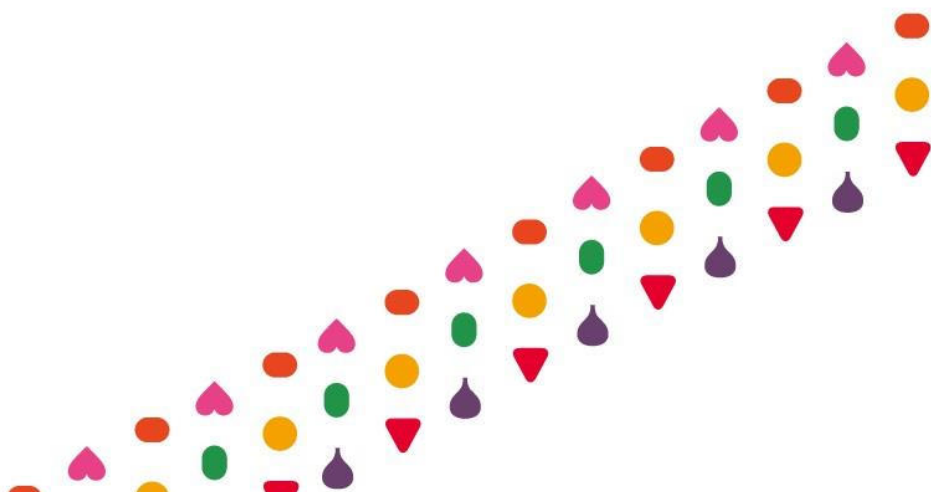


第2回紀の川市行財政改革推進委員会 資料

紀の川市企画部企画経営課



後期基本計画の策定にあたって

（１）計画策定の趣旨

本市は、2017（平成 29）年度に第 2 次紀の川市長期総合計画基本構想を策定し、「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」の実現に向けて、2018（平成 30）年度から 2022（令和 4）年度までを計画期間とする「前期基本計画」に基づき、さまざまな施策を進めてきました。

この間、少子高齢化と人口減少の進行、新型コロナウイルス感染症の拡大、デジタル化の進展など、本市を取り巻く社会環境の変化がありました。

このような情勢や前期基本計画の取組の成果、本市の課題を踏まえ、より豊かな市民生活を実現し、次世代にも誇れるまちづくりを目指して、2023 年度から 2026 年度の政策の基本指針を示す「後期基本計画」を策定するものです。

（２）計画の構成と期間

紀の川市長期総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、市長の政策方針に基づいた具体的な施策を示し取り組むため、改訂の時期を市長の任期と連動させることで、効果的かつ効率的な市政運営を目指します。

① 基本構想（計画期間：2018（平成 30）年度を初年度とした 9 年間）

基本構想は、まちづくりの基本理念とこれにより実現を目指す紀の川市の将来像を定め、市政運営の基本方針を示すものです。

② 基本計画（計画期間：前期 5 年間、後期 4 年間）

基本構想を実現するため、行政と市民が一体となって進める具体的な取組（施策）を体系的に示したものです。

③ 実施計画（計画期間：3 年間）

実施計画は、毎年度の予算化の中で事業実施を図るとともに、施策・事業の進捗状況や成果の達成状況を踏まえて、毎年度ローリング方式によって計画を見直すものです。

基本構想

（１）紀の川市の将来像

加加速度的に進んでいく人口減少や急速な少子高齢化、大規模自然災害の発生リスクの上昇、経済・社会のグローバル化の進展、地球レベルでの環境問題の深刻化など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています

一方で、本市は、市民の多くが未来に託したいと考える美しい自然環境や全国トップクラスの生産量・品質を誇る果物をはじめとした豊富な農作物に加え、長年にわたり培われてきた価値ある歴史・文化、貴重な地域資源をふんだんに生かした産業など数多くの優れた魅力を有しています。

このような状況を踏まえ、本市が持つ優れた魅力を積極的に生かし、市民と行政が力を合わせてともに目指す本市の将来像を次のとおり定めます。

『人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち』

市民ワークショップや市職員ワークショップ、長期総合計画審議会において協議を重ね設定した本計画が目指す将来像には、以下のような想いが込められています。

- 紀の川市に多くの人を訪れ、来訪者・市民を問わず交流が盛んで活気にあふれるまち
- 恵まれた自然環境、豊かな地域資源を生かした魅力あふれるまち
- 生活している誰もが安全に安心して暮らせるまち
- 子供から高齢者まで全ての市民がいきいきと暮らせるまち
- 本市に関わるみんなが紀の川市に愛着を持っているまち

この将来像の実現に向けて次の5つの分野のまちづくりの目標を掲げ、政策を展開していきます。

(2) まちづくりの目標

- ①「安全・安心」の分野
- ②「子育て・教育」の分野
- ③「産業・交流」の分野
- ④「都市基盤・生活環境」の分野

- ⑤「地域づくり・行政経営」の分野

健全で自立したまち
～ともに参加しよう～

地域づくり・行政経営は地方自治の根幹を担うものです。しかし、人口減少や少子高齢化に伴い、地域づくりやコミュニティ形成のあり方にも変化が見られることから、これまでのつながりと併せて新しい人と地域のつながり、人と人とのつながりが求められています。

また、市民生活の多様化が進む中、新たな市民ニーズや課題に的確に対応するため効果的で効率的な行政経営が必要であり、地方分権の進展からより一層の責任と創意工夫が求められています。

そのような中、市民参画によるまちづくりを進めることにより、市民と行政が一体となった行政経営を行っていくことが重要であることから、行政評価などを積極的に活用し、持続可能で健全なまちを目指します。

(3) 基本構想の推進にあたって

基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、以下の3つの視点（考え方）を組織横断的、施策横断的に意識し、取組を進めていきます。

また、人口減少や少子高齢化の影響、地方交付税の減少など社会情勢の変化に対応するため、特に重要な施策を明確にし、優先順位付けや予算の重点配分などに注力することで、これまで以上に効率的かつ効果的な行財政運営を展開していきます。

- ① 市民と行政が協働するまちづくり
- ② 地域活力の維持（紀の川市まち・ひと・しごと創生）に向けた取組

- ③ 効率的で効果的な行政経営

基本構想の推進にあたっては、成果とコストを意識した効率的で質の高い行政サービスを提供するという「行政経営」の考えに基づき、限りある経営資源（ヒト、モノ、カネ）の中で、市民本位の効率的で質の高い行政の実現を目指す必要があります。施策や事業などの評価・検証を踏まえた行政評価制度（PDCAサイクル）の活用により、効率的で効果的な行財政運営の確立を図ります。

将来人口

（１）国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果

国の研究機関である国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）が発表した推計（2013（平成 25）年 3 月）によると、本市の人口は、国全体の人口よりも速いスピードで減少するとともに、年少人口や生産年齢人口が減少し、超高齢社会になることが予想されています。

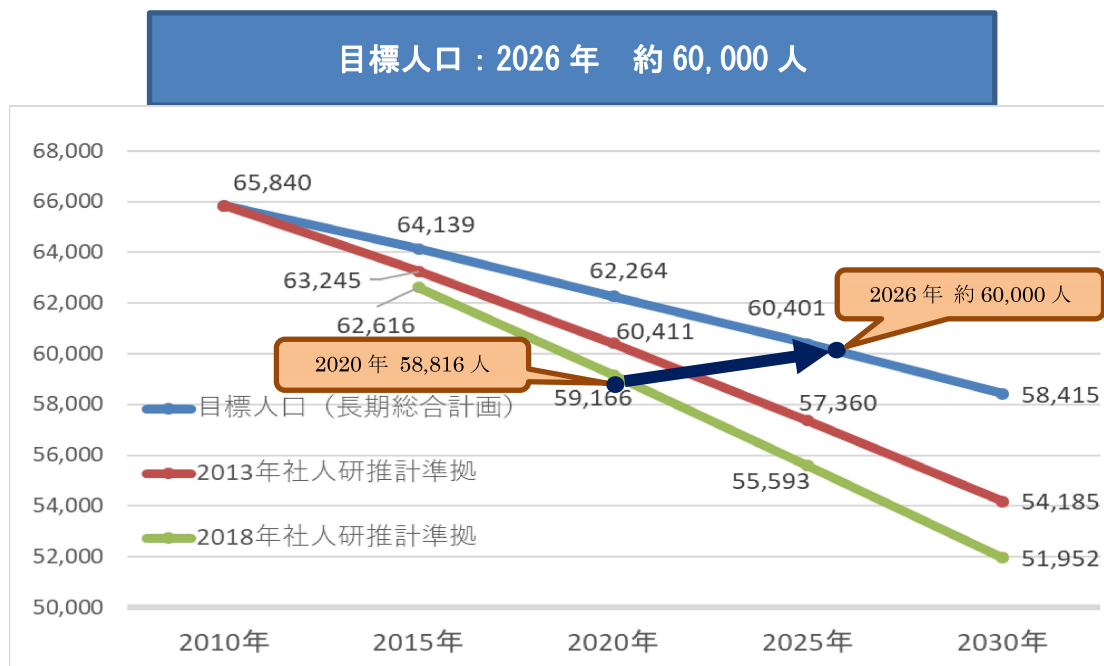
人口は年々減少していき、2060 年には現在の人口の約 52%程度、34,052 人になると推計しています。大幅な人口の減少は、地域経済の停滞や地域文化の喪失、市の財政悪化などを引き起こす可能性があります。

（２）目標人口

市民が将来にわたって滞りなく行政サービスを受け、豊かな生活を営んでいくためには、人口減少に歯止めをかける取組が必要です。

そこで、本市では、市民の希望をかなえ、安心して子供を産み育てられる環境の充実に図るなどの取組により、人口減少、少子化に歯止めをかけます。また、紀の川市で生まれ育つ若者が紀の川市で暮らし続けられるような取組を進めるなど人口流出を抑制します。さらに、他地域の方が移住できるような取組を進め、新しい人の流れを促します。

これらの取組により、本計画の最終年度である 2026 年の将来人口を約 60,000 人（紀の川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの推計（将来展望人口））と設定し、本計画内の各種施策を進めていきます。



※このグラフは、基本構想に掲載した「社人研の将来推計と独自推計（目標人口）の比較」のグラフに、2018（平成 30）年の社人研推計を付け足したものです。

※基本構想は、2018（平成 30）年 3 月に策定した第 2 次紀の川市長期総合計画に掲げる 9 年間のまちづくりの目標です。本計画では、その一部を抜粋し基本構想の概要として掲載しています

第2次紀の川市長期総合計画_後期基本計画_基本施策体系

政策 番号	政策目標	施策 番号	施策目標	基本 施策 番号	基本施策（前期基本計画）	新 基本施 策番号	基本施策案（後期基本計画）	見直し内容
5	地域づくり・ 行政経営	1	人権尊重	1	人権が尊重された差別のない社会の実現	1	人権が尊重された差別のない社会の実現	
		2	地域自治 コミュニティ 地域振興	1	地域自治・地域コミュニティの充実	1	地域自治・地域コミュニティの充実	
				2	地域の活性化と移住・定住環境の充実	2	地域の活性化と移住・定住環境の充実	
		3	市民サービスの向上 財政運営 行政経営 職員育成			1	デジタル化の推進	●新たな基本施策を設定 （後の基本施策番号を順次繰り下げ）
				1	市政情報の発信と適正な情報管理	2	市政情報の発信と市政参加の促進	●施策名称を変更 ●シティプロモーションを5-2-2、情報公開 （総務課）を5-3-3へ
				2	健全な財政運営の確立	3	健全な財政運営の確立	
				3	将来を見据えた行政経営の推進	4	将来を見据えた行政経営の推進	●DX・デジタルを基本施策へ格上げ
				4	職員の育成と職場環境の充実	5	職員の育成と職場環境の充実	

長期総合計画 後期基本計画

【地域づくり・行政経営】の分野

健全で自立したまち～ともに参加しよう～

- 5-3-1 デジタル化の推進
- 5-3-2 市政情報の発信と市政参加の促進
- 5-3-3 健全な財政運営の確立
- 5-3-4 将来を見据えた行政経営の推進
- 5-3-5 職員の育成と職場環境の充実

■関連する個別計画

計画名	計画期間
DX 推進計画	2023 年度～2026 年度

■現状

- 令和 2 年 12 月に国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が改訂され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されています。
- 自治体は自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくとともに、DX(デジタルトランスフォーメーション)※¹を推進するに当たっては、住民等とその意義を共有しながら進めていくことが求められています。
- 本市では、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるように、NPO 法人や民間企業と連携したスマートフォン教室の開催やスマートフォン相談窓口を開設しています。
- 職員の新型コロナウイルス感染拡大防止及び業務継続の観点からテレワーク環境を整備しました。

■成果

- 庁内業務への RPA※²の導入(2018(令和元)年度～)
- 庁内業務への AI-OCR※³の導入(2022(令和 4)年度～)
- 住民票の写しや戸籍謄本等のオンライン交付申請の開始(2021(令和 3)年度～)
- 証明手数料支払いへのキャッシュレス決済の導入(2020(令和 2)年度～)

■課題

- デジタルの活用により、多様化・複雑化する市民ニーズに対応したきめ細かな行政サービスの提供が必要です。
- 業務効率化を図るため、デジタルの力を最大限に活用することが必要です。
- デジタルの活用に向けた職員の知識の向上や意識の改革が必要です。
- 誰一人取り残さないデジタル化のため、デジタルデバインド対策や継続した情報通信サービスの提供が必要です。

■目指す姿

デジタルを活用し、市民サービスの向上や行政運営の簡素化・効率化を図るとともに、日常生活においてデジタル化の恩恵が実感できる便利で暮らしやすいまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
オンライン申請ができる行政手続数	年度末時点におけるオンライン申請できる手続数	手続数により電子行政サービスの進捗状況を測るため	－	10 手続	100 手続
RPAによる事務短縮時間数	RPA利用により縮減した時間	RPA(業務自動化ソフト)を活用し、短縮できた時間により業務の効率化を可視化するため	759 時間	－	2500 時間
マイナンバーカード※ ⁴ の交付率	年度末時点における住民基本台帳人口に占めるマイナンバーカード保有者の割合 マイナンバー保有者 ÷ 住民基本台帳人口	マイナンバーカードを交付した市民の割合で、マイナンバー制度の普及状況と電子行政サービスの進捗状況を測るため	63.6% (R4.4.1時点)	－	100%
デジタル化が進むことに不安を感じている市民の割合	市民意識調査	定性的にデジタル化への市民意識を測るため	－	意識調査実施中	意識調査実施後に入力

■主な取り組み方針

方針①: 行政サービスにおける利便性の向上

- 市民のニーズをきめ細かく捉え、行政手続のオンライン化など、「簡単で」「わかりやすく」「使いやすい」行政サービスを提供します。
- マイナンバーカードのさらなる普及を図るとともに、マイナンバーカードを活用したさらなる行政サービスの向上につながる取組を検討します。

方針②: デジタル化による行政運営の効率化

- AIやRPA等のデジタル技術を積極的に活用し、業務改善による労働生産性の向上を図ります。
- 電子契約や電子決裁の導入の検討を行うなど、庁内のペーパーレス化につながる取組を推進します。
- 業務の棚卸しを実施し、デジタル技術を実装させることができる業務の可視化・洗い出しを行います。

方針③: 地域社会のデジタル化とデジタルデバйдへの対応

- スマートシティ※⁵の実現に向けた取組を推進します。
- デジタルデバйд対策を進めるため、高齢者を中心としたスマートフォン教室を開催や、スマートフォン教室ではカバーできないスマートフォン全般に関する相談窓口を開設します。
- テレビ難視聴やブロードバンド未整備エリアに、民間事業者と連携し、情報通信サービスの提供を引き続き実施します。

方針④: デジタル人材の確保・育成

- 民間企業からのデジタル人材を受け入れ、デジタル技術や知見を積極的に活用できるよう体制づくりを進めます。

○職員のITリテラシー※⁶を向上させるため、専門的な研修を実施します。

■協働・市民の役割

内容
○デジタルに関心を持ち、自ら情報を収集します。

◆注釈

- ※¹ DX(デジタルトランスフォーメーション)
進化したIT 技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念のこと
- ※² RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)
パソコン上での繰り返し行う定型的な作業をソフトウェアロボットにより自動実行する技術
- ※³ AI-OCR
OCRは、画像データのテキスト部分を認識し、文字データに変換する光学文字認識機能を指します。AI-OCRはOCRにAI技術を組み合わせることで、機械学習による文字認識率を向上させたもの
- ※⁴ マイナンバーカード
プラスチック製のICチップ付きカードで券面に「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「マイナンバー(個人番号)」と本人の顔写真などが表示され、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Taxなどの電子証明書を利用した電子申請など、さまざまなサービスに利用できる
- ※⁵ スマートシティ
ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域であり、Society5.0の先行的な実現の場
- ※⁶ ITリテラシー
通信・ネットワーク・セキュリティなど、ITに関連するものを理解する能力や適切に活用する能力

5-3-2

市政情報の発信と市政
参加の促進

担当課:

秘書広報課、企画経営課

■関連する個別計画

計画名	計画期間

■現状

- 毎月発行する広報紙とホームページやメール、SNS などを活用して市内外の多くの人に市政の情報や災害、イベントなどの情報を届けています。
- インターネットは市民生活や仕事では不可欠な社会基盤（インフラ）となっており、全国的にインターネット端末を利用する人が増加しています。2020（令和 2）年度の市民意識調査によると、約 9 割の方がスマートフォンを所有しています。
- 国の情報セキュリティガイドラインを遵守し、市政の情報や災害、イベント情報などの発信に SNS を活用することで多くの市民に情報を届けています。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（2016（平成 28）年 4 月 1 日）施行に伴い、総務省では「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づいたホームページ作成などを推進しています。
- 2021（令和 3）年度の市民意識調査では「市政に関心がある」と回答した人が 61.4%と半数以上の市民に関心があるという結果となっています。

■成果

- 県広報コンクール「広報紙の部」で第 1 位を通算 13 回受賞
- ウェブアクセシビリティ※¹に配慮したホームページを作成
- 市公式 LINE アカウントを開設（2020（令和 2）年度～）
- 市公式 Youtube を開設（2021（令和 3）年度～）
- 市民意識調査の毎年度実施（2016（平成 28）年度～）

■課題

- 情報入手手段の多様化に対する戦略的な情報発信が必要です。
- 大規模災害に備えた強靱な情報発信体制が必要です。
- 市民の意見を市政に反映させるための広聴活動の充実が必要です。

■目指す姿

市政情報など市民が必要とする情報を容易に入手できるように、多様な発信手段を活用して提供し、市民が市政に対して関心をもっているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
「市政情報の発信と市政参加の促進」についての市民満足率	市民意識調査	広報活動の取り組みと市政参加の成果を測るため	43.9%	未定	50%
市民の意見・要望が市政に反映されていると感じている市民の割合	市民意識調査	広聴活動の取り組み成果と充実度(関心度)を測るため	25.9%	未定	50%
市政に関心があると回答している市民の割合	市民意識調査	市政情報の充実度(関心度)を測るため	61.4%	未定	80%
公式LINE登録者数	令和4年3月31日現在	市政情報の充実度(関心度)を測るため	22,765	未定	30,000

■主な取り組み方針

方針①: 広報活動の充実

- 発信する情報の質を高めるため、職員の情報発信に対する意識の向上を図るとともに、庁内の情報発信体制の強化を図ります。
- 市の方針や取り組みを随時発信し、市民が市政に関心をもち、積極的に市政に参画(参加)する機運の醸成を図ります。
- 災害時においても情報発信を途絶えさせないよう、情報通信手段の多重化を図るとともに市民自ら情報の収集等の行動ができるよう周知します。

方針②: 広聴活動の充実

- 市政ポストへの投稿、市民意識調査、各種委員会への市民参画、窓口相談などを通して、市民の意見や要望を聞き、市政へ反映し、各事業への満足率や市政への関心度の向上に取り組めます。
- 市政懇談会の開催などにより市民の意見を直接聴き、まちづくりへの参画を促進します。
- 市政情報の発信内容を充実させて、市民が市政に対する理解・関心を深める機会を多くすることで、市に対して意見を提案しやすい環境を作ります。

■協働・市民の役割

内容
○市政情報に興味・関心を持ち、まちづくりに参加します。

■SDGs

番号	目標
3	すべての人に健康と福祉を
10	人や国の不平等をなくそう
11	住み続けられるまちづくりを
17	パートナーシップで目標を達成しよう

◆注釈

※¹ ウェブアクセシビリティ

高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること

■関連する個別計画

計画名	計画期間
財政計画	2023 年度～2026 年度
行財政改革大綱	2023 年度～2026 年度

■現状

- 今後予想される人口減少や少子高齢化によって、市税等の減収と社会保障費の増加が懸念されます。将来を見据えた財政計画に基づく収支見通しを策定した中で、各基金の保有額に配慮しつつ、重点的に取り組みが必要な事業については積極的な予算配分を行ってきました。
- 財政状況について市民の理解を得るために、広報紙やホームページを活用して、財政計画や運営状況を公開しています。また、統一的な基準による地方公会計制度※¹に基づく財務書類を作成し、より詳細なコストや将来負担の分析に努めています。
- 納税の公平性の観点から適正かつ効果的な滞納整理を行ってきました。また、地方税回収機構※²への滞納案件の移管も含めて、積極的に滞納処分を行うとともに、納付環境の拡充に取り組むことで、市税収納率が向上し、収入未済額は年々減少しています。
- 市の債権全般の適正な管理に関し、必要な事項や全庁統一した管理ルールを定め、財政の健全性と市民負担の公平性の確保を図るため、2021(令和3)年4月1日から「紀の川市債権管理条例」を施行しました。
- 公金の運用・管理については、安全・確実を第一として、流動性及び収益性を考慮し、金融機関への預金のほか、債券による運用を組み合わせ、リスクの分散を図り運用しています。

■成果

- 「決算主要施策の成果」の記載内容の拡充(2017(平成29)年度決算～)
- 合併以来、市税収納率の過去最高値を更新中
- WEB口座振替受付サービスの導入(2022(令和4)年度～)
- 債券運用※³の開始(2018(平成30)年度～)

■課題

- 市税をはじめとした自主財源の確保に向け、積極的に取り組む必要があります。
- 基金の取崩しに依存しない、収支均衡型の財政運営が必要です。
- 財政状況や財政見通しについて、市民に的確で分かりやすい公表に努める必要があります。
- 使用料・手数料などの受益者負担の適正化を図る必要があります。

■目指す姿

市民ニーズに応え、高い透明性を保ちながら、持続可能で健全な財政運営が行われているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
受益者負担比率	行政コスト計算書 (経常収益÷経常行政コスト)×100	自主財源比率を向上させるとともに、特定の行政サービスを利用した人(受益者)に対する受益者負担の適正化を確立するため	2.2% ※R2 数値	未確定	3.7%
積立基金現在高比率	標準財政規模に対する基金残高の割合	長期的には45%以上確保を目標として基金残高を確保する必要があるため	68.8%	未確定	60.0%以上を確保
経常収支比率	地方財政状況調査 (経常経費充当一般財源÷経常一般財源)×100	経常的な経費を経常的な一般財源で賄うことができているかどうかを検証する必要があるため	91.2% ※R3 速報値	未確定	93.5%以下
市税収納率	市税の現年分と過年度分を合わせた年度末の収納率	自主財源の根幹となる市税の収納状況を測る指標として設定	97.3%	未確定	97.8%

■主な取り組み方針

方針①: 財政計画に基づいた計画的な財政運営

- 毎年度の決算や長期総合計画の進捗状況を踏まえた財政収支の推計をもって、中長期を見通した財政計画に基づく堅実な財政運営を行います。
- 地方公会計制度による財務書類の分析結果など、財政状況の情報公開についても積極的に行うことで、市の財政運営に対して、市民の理解を得られるようにします。

方針②: 歳入確保のための取組の推進

- 市民からの信頼を得られるように、公正かつ適正な課税を推進します。
- 市税の納付しやすい環境を充実し、納税者の利便性の向上を図るとともに、適正かつ効果的な滞納整理に取り組むことで、税収確保の強化を図ります。
- 市税以外の各種債権(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料・使用料・返還金など)に関し、適正かつ効果的な債権管理・回収に取り組めます。
- 施設使用料の運用(減免)基準の見直しによる受益者負担の適正化に取り組んでいます。

方針③: 公金の適正な管理の推進

- 引き続き公金の確実かつ効率的な管理・運用を行います。

■協働・市民の役割

内容
○市税や財政状況に興味・関心を持ってもらう。

■SDGs

番号	目標
11	住み続けられるまちづくりを
16	平和と公正をすべての人に
17	パートナーシップで目標を達成しよう

◆注釈

※¹ 統一的な基準による地方公会計制度

企業会計的要素である発生主義・複式簿記の導入および固定資産台帳の整備により客観性・比較可能性を担保した地方公共団体で使われる会計制度

※² 地方税回収機構

県内市町村では単独で処理困難な滞納案件の移管を受け、専門的徴収手法を駆使し、共同処理する組織

※³ 債券運用

基金の資金運用において、低金利やペイオフを考慮し、債券を購入することによる資金運用

■関連する個別計画

計画名	計画期間
那賀 5 町新市建設計画	2004 年度～2025 年度
行財政改革大綱	2023 年度～2026 年度
公共施設マネジメント計画	2016 年度～2055 年度
公共施設個別施設計画	2021 年度～2030 年度

■現状

- 全国的に人口減少や少子高齢化が進行しているなか、本市においても生産年齢人口の減少や老年人口の増加が予想されているため、人口構造の変化に対応した行政経営と地域の活力を維持するための人口増加対策が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新たな生活様式の浸透、原油価格・物価高騰などの社会情勢の変化により、市民ニーズの多様化・複雑化が進んでいます。
- 市民意識調査の結果、行政評価※¹の推進や各種統計データの利活用によって、重点的に取り組む必要があるものについては、「選択と集中」により、経営資源の積極的な配分を行っています。
- 公共施設全体の状況を把握し、更新・統廃合・長寿命化などの対策内容と実施時期、対策費用を整理した個別施設計画を策定し、令和 3 年度より計画に基づいた公共施設の総合的適正管理の取組を推進しています。
- 公共建築物保有量の縮減目標は 2016(平成 28)年度から 2055(令和 37)年度までの 40 年間で 35%縮減を目指しており、計画策定後の取り組みにより、2021(令和 3)年 3 月現在で約 16,700 m²(6.1%)の削減となっています。
- 各地方公共団体がそれぞれの条例に基づいて運用していた個人情報保護制度が、個人情報保護法の改正に伴い 2023(令和 5)年 4 月から全国的な共通ルールでの制度になります。

■成果

- 押印見直しによる行政手続きの簡素化(2020(令和 2)年度～)
- 住民票の写しなどのコンビニ交付開始(2018(平成 30)年度～)
- 指定管理者選定委員会の運営開始(2020(令和 2)年度～)
- 一般競争入札による市有財産売却の定型化(2021(令和 3)年度～)

■課題

- 社会情勢の変化に伴う市民ニーズの多様化・複雑化に対応した、質の高い行政サービスを継続的に提供する必要があります。
- 公共施設について、長期的な視点をもって、集約化、複合化、廃止などにより総量の縮減を図るとともに、民間活力の導入による効率的・効果的な維持管理・運営を推進することが必要です。
- 市が保有する財産を調査し、未利用・低利用財産の処分をはじめ有効活用を検討することが必要です。
- 多様化する市民のライフスタイルに対応した窓口サービスや証明書交付体制の構築が必要です。
- 情報公開制度及び個人情報保護制度に適切に対応することが必要です。

■目指す姿

将来を見据えた行政経営を行うことで、成果とコストを意識した効率的で質の高い行政サービスが行われているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標 値 (R8)
成果指標達成率	後期基本計画の 成果指標のうち達成 した数÷全成果 指標の数×100	効率的、効果的な行政 運営が行われているか を測るため	25.0%	—	100%
公共建築物の 延床面積(㎡) ※公有財産(建 物)面積	紀の川市公共施 設マネジメント計 画	公共施設マネジメント 計画に掲げる削減目標 を長期総合計画との共 通の指標として進捗管 理を行うことが有効と 考えられるため	258,843 ㎡ 令和3年 3月現在	258,694 ㎡ 令和4 年3月 現在	現状値 以下
住民票の写しな どのコンビニ交 付割合	市民課実績	証明書の交付方法の 充実度を測るため	7%		20%
窓口サービスの 満足度	市民意識調査	窓口サービスの充実度 を測るため	60.6%		100%

■主な取り組み方針

方針①: 効率的・効果的な行政サービスの提供

- PDCA サイクル※² による行政評価に基づき、限りある経営資源を有効に活用し、事業の選択と重点化による持続可能な行政経営を推進します。特に、重点プロジェクトに設定した取組に対しては、積極的な経営資源の配分のもと、人口増加を目指します。
- RESAS※³などを活用した、証拠に基づく政策立案(EBPM)※⁴を推進します。
- 市民意識調査により、長期総合計画の進捗状況を測るとともに、市民ニーズを把握し市政に市民の声を反映させることで市民満足度の向上を図ります。
- 行政と民間の役割分担を見極めながら、PPP/PFI※⁵などの手法を研究し、民間活力の活用による効率的・効果的な事業構築の方向性を検討します。
- 広域的で効果的な行政サービスを提供するため、近隣市町との連携事業を引続き検討します。

方針②: 行財政改革の推進

- 「行財政改革大綱」「行財政改革推進計画」に基づき、社会情勢の変化や多様化・複雑化する市民ニーズに対応した、従来の手法にとられない柔軟な考えのもと持続可能な行政経営を目指します。

方針③: 市有財産の効率的・効果的な管理運営

- 公共施設マネジメント計画に基づき、市民に提供する施設サービスの水準を適切に維持するため、施設保有量の見直しや計画的な保全による長寿命化など、保有する公共施設を適切に維持管理し、有効活用を図ります。
- 未利用・低利用な市有財産の処分をはじめ有効活用を図ります。

- 指定管理者制度や包括管理委託などの民間活力の導入による公共施設の効率的・効果的な維持管理・運営を推進します。
- 公共施設の維持管理や改修・更新に際しては、温室効果ガス排出量の削減につながる再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化を推進します。

方針④：市民窓口サービスの充実

- 窓口での証明書発行に加え、コンビニやオンライン申請などを推進して、市民の証明書交付にかかる利便性の向上を図ります。
- 市民の暮らしに関する悩みやトラブルに関する相談体制を維持します。

方針⑤：情報公開・個人情報保護制度の適正な運用

- 情報公開・個人情報保護制度の適正な運用を図るため、職員の制度理解を深めます。
- 適正文書管理を行い、情報公開請求や個人情報開示請求に対応します。

■協働・市民の役割

内容
○行政活動や地域でのまちづくりに関心を持ちます。
○社会状況に応じた市民と行政との役割について理解を深めます。

■SDGs

番号	目標
10	人や国の不平等をなくそう
11	住み続けられるまちづくりを
13	気候変動に具体的な対策を
17	パートナーシップで目標を達成しよう

◆注釈

※¹ 行政評価

行政活動の目的を明確にしながら、成果目標を設定し、その活動に対して投入された予算や人件費、成果物などを総括的に勘案しながら評価を行い、その評価結果に基づく改善を次年度以降の行政活動の企画・立案に反映させていく仕組み

※² PDCAサイクル

計画(Plan)→ 実行(Do)→ 評価(Check)→ 改善(Act)の頭文字をそろえたもので計画を確実に実行し、次の計画に活用するプロセスのこと

※³ RESAS

地方創生のさまざまな取り組みを情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局が運用している、産業構造や人口動態、人の流れなどに関する官民のビッグデータを集約し、可視化を試みるシステム。地域経済分析システム

という表現も用いられる

※⁴ 証拠に基づく政策立案(EBPM)

EBPM は(Evidence-based policy making)の略称で、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとする
こと

※⁵ PPP/PFI

PPP は(Public Private Partnership)の略称で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図るものです。PFI(Private Finance Initiative)は、PPPの代表的な手法の一つです。

5-3-5

職員の育成と職場環境
の充実

担当課:

人事課、企画経営課

■関連する個別計画

計画名	計画期間
人材育成基本方針	2017 年度～
人材育成体系基本計画	2018 年度～
女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画	2021 年度～2025 年度
次世代育成支援特定事業主行動計画	2015 年度～2024 年度
職員適正化計画	2022 年度～2026 年度

■現状

- 多様な市民ニーズへの対応や厳しい財政状況に対応できる人材の育成と活用を効果的に推進するため、平成 29 年度に「人材育成基本方針」を策定し、目指すべき職員像として、「自ら考え行動し、チャレンジ精神を持って取り組む、市民から信頼される職員」と決めました。また、中長期的な人材育成の指針として平成 30 年度に「人材育成体系基本計画」を策定し、人材育成に努めています。
- 人事評価制度の導入により、能力や業績に基づく人事管理を進め、職員の育成や適切な処遇、管理監督者の指導力の向上につなげることで、組織の活性化に取り組んでいます。
- 行政経営の考えに基づいた成果とコストを意識した効率的で質の高い行政運営が求められる中、職員個人の能力を最大限、効率的、効果的に発揮する必要があります。

■成果

- 階層別研修の実施(2017(平成 29)年度～)
- 会計年度任用職員の機動的配置を実施(2018(平成 30)年度～)
- テレワークによる在宅勤務を制度化(2021(令和 3)年度～)

■課題

- 公務員としての資質を備えた人材を継続的に確保するため、職員採用試験の受験者数を増やすことが必要です。
- 業務内容の多様化・複雑化に対応することができる職員の育成と職員の適正な採用と配置が必要です。
- 職員がいきいきと働くことができるよう、職場環境を充実させる必要があります。

■目指す姿

人材の確保といきいきと働くことができる環境づくりを進めるとともに、市民から信頼される職員を育成することで、充実した市民サービスが行われているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
仕事にやりがいを感じている職員の割合	人事課集計	職員能力の向上及び意識改革の度合いの指標となるため	61.5%	59.4%	100.0%
職場環境が良好と感じている職員の割合	人事課集計	職員能力がいきいきと働くことができる職場環境の向上の度合いの指標となるため	66.8%	61.9%	100.0%
管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	人事課集計	職員の採用、育成、評価の適正度合いの指標となるため	29.2%	29.4%	30.0%
男性職員の育児休業の取得率	人事課集計	職員のワーク・ライフ・バランスの推進の度合いの指標となるため	28.6%	—	30.0%

■主な取り組み方針

方針①: 人材の確保と最適な人員配置による組織力の向上

- SNSでの情報発信を含めた広報活動を充実させ、職員採用試験の受験者数の増加を図るとともに、中長期的な視点による適正な職員配置を目指した採用を行います。
- 超過勤務の要因の把握、分析により、最適な人員配置による業務量の標準化を図ります。
- 業務改善や会計年度任用職員の機動的な配置、業務の外部委託を推進し、業務の効率化を進めます。
- 長期総合計画の目標実現に向けて、効率的・効果的かつ機動的な組織を編成します。

方針②: 人材育成の推進

- 階層ごとの役割に応じた研修、女性職員を対象としたキャリアアップ研修、メンター制度による新規採用職員への個別支援によって、職員一人ひとりの能力を向上させ、組織全体のレベルアップを図ります。
- 専門研修への積極的な参加を促すことで、業務における職員の専門的な知識の向上を図ります。
- 他機関へ職員を派遣し、外部の知見やノウハウを獲得することで、職員の能力向上を図ります。
- 人事評価を通じた評価者と被評価者のコミュニケーションを推進し、業務改善に対する意識と職務へのモチベーションの向上を図ります。

方針③: 良好な職場環境の整備・充実

- 妊娠、出産、育児、介護と仕事の両立支援制度の活用によって、ワーク・ライフ・バランスの取れた職場環境づくりを推進します。
- テレワークによる在宅勤務など職員のライフスタイルにあった勤務形態を進めます。

■協働・市民の役割

内容
職員の成長・活躍をサポートします。

■SDGs

番号	目標
4	質の高い教育をみんなに
5	ジェンダー平等を実現しよう
8	働きがいも経済成長も

3. (1) 今後のスケジュールについて

年	月	日	事 項	内 容
4	9	27	行財政改革推進委員会（第1回）の開催	・第3次行財政改革大綱進捗確認 ・大綱策定方針の検討
	11	28	行財政改革推進委員会（第2回）の開催	・長期総合計画後期基本計画における行政経営分野の検討
5	1	中旬	行財政改革推進委員会（第3回）の開催	・行財政改革大綱（案）の審議
		下旬	パブリックコメント実施	
	2	中旬		
	3	中旬	行財政改革推進委員会（第4回）の開催	・答申

※上記は現時点の予定であり、都合により変更させていただく場合があります。